

感発0905第1号
令和7年9月5日

各 検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

空港法施行令等の一部を改正する政令外2件について（施行通知）〔検疫法関係〕

今般、空港法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第317号。以下「改正政令」という。）、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第237号。以下「検疫区域改正告示」という。）及び検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第238号。以下「調査区域改正告示」という。）が令和7年9月5日に公布され、同日付けで施行されることとなりましたので通知します。

記

1 改正政令について

- 改正政令において検疫法施行令（昭和26年政令第377号。以下「施行令」という。）を改正し、検疫飛行場である「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改めたこと（以下「当該名称変更」という。）。

2 検疫区域改正告示及び調査区域改正告示について

- 施行令における当該名称変更に伴い、検疫区域改正告示及び調査区域改正告示において、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和26年厚生省告示第299号）及び検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域（昭和34年厚生省告示第143号）をそれぞれ改正し、「新石垣空港」の表記を「石垣空港」に改めたこと。
- 検疫区域改正告示において、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域を改正し表記の適正化を行ったこと。

空港法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年九月五日

内閣総理大臣
石破
茂

政令第三百十七号

空港法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五條第一項、檢疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第三條及び第二十七條第一項並びに關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二條第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（空港法施行令及び檢疫法施行令の一部改正）

第一條 次に掲げる政令の規定中「新石垣空港」を「石垣空港」に改める。

- 一 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）別表第三新石垣空港の項
二 檢疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第一沖繩の項及び別表第三新石垣空港の項

（關稅法施行令の一部改正）

第二條 關稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「沖 繩」新 石 垣」を「沖 繩 石 垣」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 加藤 勝信
厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

○厚生労働省告示第二百三十七号
検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正する。
令和七年九月五日 厚生労働大臣 福岡 資麿
（傍線部分は改正部分）

改 正 後						改 正 前					
検疫法第八条第四項の規定による検疫区域						検疫法第八条第四項の規定による検疫区域					
港又は飛行場の名称	(略)	成田国際空港	(略)	(略)	北九州空港	港又は飛行場の名称	(略)	新東京国際空港	(略)	(略)	新石垣空港
検疫区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	検疫区域	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○厚生労働省告示第二百三十八号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域（昭和三十四年厚生省告示第四百十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（次のよう）は省略し、その改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。）